

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 6 月23日

【会社名】 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

【英訳名】 H2O RETAILING CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 荒 木 直 也

【本店の所在の場所】 大阪市北区角田町 8 番 7 号

【電話番号】 06-6365-8120 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員
財務室担当 渡 邊 学

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区芝田 2 丁目 6 番27号

【電話番号】 06-6365-8120 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員
財務室担当 渡 邊 学

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社グループの事業の多様化に対応するため事業目的の追加・整理を行うとともに、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

変 更 前	変 更 後
第1章 総 則	第1章 総 則
第 1 条 (条文の記載省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理	(1) 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理
1 . ~ 1 4 . (条文の記載省略)	1 . ~ 1 4 . (現行どおり)
1 5 . 都市計画・地域開発・商業施設開発および商業施設の警備計画に関する調査・企画・設計およびコンサルティング業	1 5 . 都市計画・地域開発、商業施設・公共施設等の開発に関する調査・企画・設計および維持管理・運営ならびにそれらのコンサルティング業
1 6 . ~ 2 0 . (条文の記載省略)	1 6 . ~ 2 0 . (現行どおり)
2 1 . 情報処理システムのソフトウェア企画・開発設計および販売業	2 1 . 情報システムの賃貸、企画・開発設計および販売業
2 2 . (条文の記載省略)	2 2 . (現行どおり)
2 3 . 工業所有権・著作権等無体財産権の使用許諾・譲渡および仲介業	2 3 . 工業所有権・著作権等無体財産権の維持・管理、使用許諾・譲渡および仲介業
2 4 . ~ 2 9 . (条文の記載省略)	2 4 . ~ 2 9 . (現行どおり)
(新 設)	3 0 . 保育サービス業
(新 設)	3 1 . 前払式支払手段の発行、電子決済システムの提供および加盟店の募集ならびにその代理業
3 0 . 前各号に附随または関連する一切の業務	3 2 . 前各号に付帯または関連する一切の業務
(2) 情報システムの賃貸借および情報処理サービス業	(削 除)

変 更 前	変 更 後
<p>(3) <u>工業所有権・著作権等無体財産権の維持・管理、使用許諾・譲渡および仲介業</u></p> <p>(4) <u>不動産の管理、賃貸借および仲介業</u></p> <p>(5) <u>保育サービス</u></p> <p>(6) <u>前各項の事業に付随または関連する一切の事業その他前各項の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(2) <u>前項各号の事業および前項各号に付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>
<p>第 3 条～第 15 条 (条文の記載省略)</p>	<p>第 3 条～第 15 条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 16 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 16 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 17 条～第 41 条 (条文の記載省略)</p>	<p>第 17 条～第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(監査役の責任免除等に関する経過措置)</p> <p>平成28年 6 月開催の第97期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関し、会社法第426条第 1 項の規定による損害賠償責任の免除および会社法427条第 1 項の規定による損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による前の定款第37条第 1 項および同条第 2 項の定めるところによる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除等に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 平成28年 6 月開催の第97期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関し、会社法第426条第 1 項の規定による損害賠償責任の免除および会社法427条第 1 項の規定による損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による前の定款第37条第 1 項および同条第 2 項の定めるところによる。</p>
	<p>(電子提供措置等新設の効力発生日および同新設に伴う経過措置等)</p> <p>第 2 条 <u>変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第16条 (電子提供措置等) の新設は、2022年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。前項の規定にかかわらず、2023年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。本附則第 2 条は、2023年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月後を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、荒木 直也、林 克弘、山口 俊比古、角 和夫の4名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、小西 敏允、番 尚志、中野 健二郎、石原 真弓、関口 暢子の5名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	927,380	1,647	0	(注) 1	可決 99.82
第2号議案					
荒木 直也	747,755	181,269	0	(注) 2	可決 80.48
林 克弘	824,773	104,253	0	(注) 2	可決 88.77
山口 俊比古	924,712	4,314	0	(注) 2	可決 99.53
角 和夫	836,859	92,167	0	(注) 2	可決 90.07
第3号議案					
小西 敏允	867,707	61,276	0	(注) 2	可決 93.39
番 尚志	881,402	47,585	0	(注) 2	可決 94.87
中野 健二郎	792,611	136,374	0	(注) 2	可決 85.31
石原 真弓	881,021	47,966	0	(注) 2	可決 94.83
関口 暢子	925,461	3,526	0	(注) 2	可決 99.61

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。